

ねんりんピック岐阜まで
あと 5 1 3 日



第37回全国健康福祉祭ぎふ大会
**ねんりんピック
岐阜2025**

清流に 輝け ひろがれ 長寿の輪
2025年10月18日(土)～21日(火)

**ねんりんピック岐阜2025
関市実行委員会**

第 1 回常任委員会

日 時 : 令和6年5月23日(木)

会 場 : わかくさ・プラザ 学習情報館 2階 ギャラリー



ゴルフ



関＊はもみん



剣道

目 次

ねんりんピック岐阜２０２５関市実行委員会常任委員会委員名簿	1
-------------------------------------	---

常任委員会の業務について	2
--------------------	---

議 事

審議事項

第１号議案

ねんりんピック岐阜２０２５関市リハーサル大会 開催基本計画（案）について	3
---	---

第２号議案

ねんりんピック岐阜２０２５剣道交流大会リハーサル大会 実施計画（案）について	4
---	---

第３号議案

ねんりんピック岐阜２０２５関市広報基本計画（案）について	6
------------------------------------	---

第４号議案

ねんりんピック岐阜２０２５関市実行委員会 専門委員会規程（案）について	7
--	---

その他

ねんりんピック岐阜２０２５関市実行委員会事務局規程	11
---------------------------------	----

ねんりんピック岐阜2025 関市実行委員会 常任委員名簿

(敬称略)

分野	No.	組織名称	役職	氏名	常任委員会
市行政 (6名)	1	関市	副市長	森川 哲也	委員長
	2	関市市長公室	室長	相宮 定	委員
	3	関市財務部	部長	水野 一生	委員
	4	関市協働推進部	部長	多田 和生	委員
	5	関市健康福祉部	部長	波多野一人	委員
	6	関市産業経済部	部長	今井田和也	委員
警察・消防 (1名)	7	関消防署	署長	安田 伸也	委員
競技主管団体 ・スポーツ関係 (2名)	8	一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟	会長	遠藤 宏治	委員
	9	岐阜県剣道連盟	会長	堤 俊彦	委員
市民団体関係 (2名)	10	社会福祉法人 関市社会福祉協議会	会長	北瀬 美幸	副委員長
	11	関市老人クラブ連合会	会長	植野 明	副委員長
教育関係 (1名)	12	関市小中学校長会	会長	藤根 隆	委員
商工・経済関係 (1名)	13	関商工会議所	会頭	鈴木 良春	委員
医療・衛生関係 (1名)	14	一般社団法人 武儀医師会	会長	平岡 哲也	委員
輸送・交通関係 (1名)	15	岐阜乗合自動車株式会社 関営業所	所長	太田 厳己	委員
会場管理者 (1名)	16	岐阜関カントリー倶楽部	理事長	遠藤 宏治	委員

第1回常任委員会

常任委員会の業務について

1 主な業務

(1) 以下に示す事項に関して、審議し決定する

(実行委員会会則 第11条第3項第5号)

ア 総会から委任された事項

- ① 総務、企画に係る実施計画に関する事項
- ② 広報、観光PR、関市らしいおもてなしに関する事項
- ③ 競技、式典に関する事項
- ④ 市民協働、ボランティアに関する事項
- ⑤ 健康づくり、福祉、生きがい関連イベントに関する事項
- ⑥ 医事衛生に関する事項
- ⑦ 輸送、交通、警備及び防災に関する事項
- ⑧ その他会務に必要な事項

イ 総会を招集するいとまがない事項

ウ 専門委員会の設置及び専門委員会への付託

エ その他会長が必要と認める事項

(2) 常任委員会で決定した内容の総会への報告

(実行委員会会則 第12条第8項)

2 開催スケジュール（令和6年度）

	開催日程	主な内容
第1回	令和6年5月23日	(審議) ・関市リハーサル大会開催基本計画について ・剣道交流大会リハーサル大会（健康づくり教室、おもてなしコーナーを含む）の実施について ・関市広報基本計画について ・関市実行委員会専門委員会規程について (資料) ・関市実行委員会事務局規程
第2回	令和7年3月頃 予定	(審議) ・交流大会及び関連イベント等の実施計画等について (報告) ・リハーサル大会実施報告 ・鳥取大会視察実施報告 など

ねんりんピック岐阜2025関市リハーサル大会開催基本計画（案）について

1 目 的

ねんりんピック岐阜2025の開催に備え、競技主管団体と協力してリハーサル大会を開催し、大会運営の習熟を目指すとともに、ねんりんピック岐阜2025の周知を図るものとする。

2 開催内容

種目名	大 会 名	日 程	会 場
剣 道	第33回 岐阜県健康福祉祭 剣道交流大会	令和6年6月2日（日）	アテナ工業アリーナ （メインアリーナ）

3 運 営

リハーサル大会の準備及び運営は、実行委員会及び競技主管団体が行う。

4 健康づくり教室の実施

リハーサル大会の開催に合わせて、健康づくり教室を実施する。

5 おもてなし事業の実施

リハーサル大会の開催に合わせて、おもてなし事業を実施する。

ねんりんピック岐阜2025剣道交流大会リハーサル大会実施計画（案）について

1. 開催日、開催場所、大会名

開催日 令和6年6月2日（日）

開催場所 アテナ工業アリーナ メインアリーナ

大会名 第33回岐阜県健康福祉祭剣道交流大会（別紙実施要項参照）

2. リハーサル実施内容

（1）式典

場 所 アテナ工業アリーナ メインアリーナ（9時30分～10時）

- ・表彰式（最高齢者賞）

（2）健康づくり教室

場 所 アテナ工業アリーナ内2階（9時30分～15時予定）

- ・全体反応時間測定
- ・棒反応時間測定
- ・立ち幅跳び測定
- ・ヘモグロビン測定
- ・血圧測定

（3）おもてなしイベント

場 所 アテナ工業アリーナ内1階（9時30分～15時予定）

- ・水、スポーツドリンク等（熱中症予防）の提供
- ・写真撮影

第33回岐阜県健康福祉祭剣道交流大会実施要領（抜粋）

1 競技規則

全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則及び剣道試合・審判細則」及び主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法)に記載の審判法による。

2 参加資格

令和6年度岐阜県剣道連盟登録会員である剣道七段以下の者及び出場年齢基準を満たしている者。(団体戦は、令和7年度大会対応の年齢で可。)

3 競技規則

各地区チームの団体戦及び個人戦（60～64歳の部・65～69歳の部・70歳以上の部 女子50歳以上の部）とする。カーボン竹刀の使用は禁止する。

(1) 団体戦

ア 5人制の団体戦とする。

イ 参加者の年齢（令和7年度大会に適応した年齢とする。）

○ 60歳以上（昭和41年4月1日以前に生まれた人）とする。

ただし、選手5人のうち、65歳以上1名以上、70歳以上1名以上とする。

○ 65歳以上とは、昭和36年4月1日以前に生まれた人。

○ 70歳以上とは、昭和31年4月1日以前に生まれた人。

ウ 選手のオーダー編成は、年齢の若い順とする。

エ 出場チーム

岐阜・西濃・中濃・可茂・東濃・飛騨の6地区より各2チームの参加。

オ 試合方法

チームを3チームごとの4ブロックに分けて予選リーグ戦を行い、各ブロックの1位チームによる決勝トーナメント戦を行う。（3位決定戦を行う。）

カ 試合時間

予選リーグ戦・決勝トーナメント戦とも（3分間3本勝負）とし、制限時間内に勝敗が決しないときは引き分けとする。

キ 予選リーグ戦の順位決定

団体勝ち数が多いチーム、団体負け数の少ないチーム、勝者数の多いチーム、勝ち本数の多いチーム、同率の場合は、代表者となる区分の抽選を行い、代表者戦は3分間1本勝負とし、制限時間内に勝敗が決しないときは、2分ずつ延長戦を勝敗の決するまで行う。延長3回で1回5分の休憩を入れる。

ク 決勝トーナメントの勝敗の決定

勝者数の多いチーム。勝者数が同数の場合は、総本数の多いチームとする。同数の場合は、最初の引き分け者による代表者戦によって勝敗を決する。代表者戦は3分間1本勝負とし、制限時間内に勝敗が決しないときは2分ずつの延長戦を勝敗の決するまで行う。延長3回で1回5分の休憩を入れる。

ケ 選手の変更は、監督会議まで認める。

(2) 個人戦

ア 60～64歳の部・第一部（昭和40年4月1日以前に生まれた人）

イ 65～69歳の部・第二部（昭和35年4月1日以前に生まれた人）

ウ 70歳以上の部・第三部（昭和30年4月1日以前に生まれた人）

エ 50歳以上の部（昭和50年4月1日以前に生まれた人）

オ 各部ともトーナメント戦で行う。（3位決定戦については、参加者数に応じて実施する。）

カ 試合時間は、3分間とし、制限時間内に勝敗が決しないときは2分ずつの延長戦を勝敗の決するまで行う。延長3回で1回5分の休憩を入れる。

4 表彰

団体戦は、3位まで表彰する。個人戦は参加者数に応じて上位を表彰する。

5 2024全国福祉祭鳥取県剣道交流大会岐阜県選手の選考

本大会の個人の部に出場した選手の中から、選手選考委員会（常任理事以上の役員）にて選出する。

ねんりんピック岐阜2025関市広報基本計画（案）について

1 目 的

ねんりんピック岐阜2025の開催を広く市民に周知し関心を高め、積極的な参加意識の高揚を図るとともに、大会開催の機運を盛り上げることで大会の成功を目指すものとする。

2 広報活動

(1) 印刷物による広報

- ① 関市の広報誌への掲載
- ② ポスター、リーフレット等の作製
- ③ 啓発用物品の作製
- ④ 関係機関・団体の刊行物への記事掲載

(2) 工作物による広報

のぼり旗、懸垂幕・横断幕等の製作・設置

(3) インターネット等 SNS の活用

市ホームページ内にねんりんピック広報FBを作成。オリジナルホームページの作成

(4) マスメディアによる広報

報道関係機関の有効活用及び積極的な情報提供

(5) 広報啓発物品の配布

各種広報啓発グッズの作製・配布

(6) イベントによる広報

既存の市内開催イベント内での広報宣伝

(7) その他

広報効果が図れるもの

**ねんりんピック岐阜2025関市実行委員会
専門委員会規程（案）について**

（目的）

第1条 この規程は、第37回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2025）関市実行委員会（以下「実行委員会」という。）会則第13条第5項の規定に基づき、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（専門委員会の種類等）

第2条 専門委員会は次のとおりとし、常任委員会からの付託事項は、別表第1のとおりとする。また、各委員会の構成は別表第2のとおりとする。

- （1） 総務・広報専門委員会
- （2） 競技・式典専門委員会
- （3） 健康づくり・福祉専門委員会
- （4） 観光・交通専門委員会
- （5） 救護・衛生専門委員会

（役員）

第3条 各専門委員会に次の役員を置く。

- （1） 委員長 1 名
 - （2） 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、実行委員会会長が委嘱する。
 - 3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 専門委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（部会）

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が別に定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和6年5月23日から施行する。

別表第1（第2条関係）

専門委員会の種類及び付託事項

専門委員会の名称	付託事項
総務・広報専門委員会	1 開催準備計画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報及び市民協働の推進に関すること。 4 市民ボランティアに関すること。 5 警備及び防災に関すること。 6 県との連絡調整に関すること。 7 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技・式典専門委員会	1 競技運営に関すること。 2 競技施設及び用具の整備に関すること。 3 競技役員の編成に関すること。 4 開始式及び表彰式に関すること。 5 リハーサル大会に関すること。
健康づくり・福祉 専門委員会	1 健康づくりに関すること。 2 福祉に関すること。 3 生きがい関連イベントに関すること。
観光・交通専門委員会	1 観光に関すること。 2 おもてなしに関すること。 3 輸送交通及び駐車場に関すること。
救護・衛生専門委員会	1 医療及び救護に関すること。 2 弁当調達に関すること。 3 食品衛生及び環境衛生に関すること。

ねんりんピック岐阜2025関市実行委員会 専門委員会の構成

総務・広報専門委員会

	団 体 名	委員長	副委員長
1	関市自治会連合会	○	
2	関市社会教育視聴覚協議会		○
3	関警察署		○
4	中濃消防組合		○
5	中日新聞関支局		
6	岐阜新聞中濃総局		
7	関市市長公室		
8	関市財務部		
9	関市協働推進部		

競技・式典専門委員会

	団 体 名	委員長	副委員長
1	一般財団法人 関市スポーツ協会	○	
2	一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟		○
3	岐阜県剣道連盟		○
4	関市スポーツ推進委員会		○
5	関市小中学校長会		
6	関市PTA連合会		
7	岐阜県立関高等学校		
8	岐阜県立関有知高等学校		
9	関市立関商工高等学校		
10	岐阜関カントリー倶楽部		
11	関市教育委員会		

健康づくり・福祉専門委員会

	団 体 名	委員長	副委員長
1	社会福祉法人 関市社会福祉協議会	○	
2	関市老人クラブ連合会		○
3	関市障害者団体連合会		○
4	関市女性連絡協議会		
5	公益社団法人 療術師会		
6	公益社団法人 岐阜県柔道整復師会		
7	中部学院大学		○
8	中部学院大学短期大学部		
9	岐阜医療科学大学		
10	関市健康福祉部		

観光・交通専門委員会

	団 体 名	委員長	副委員長
1	関商工会議所	○	
2	関市東商工会		
3	関市西商工会		
4	一般社団法人 関青年会議所		
5	一般社団法人 関市観光協会		○
6	岐阜県関刃物産業連合会		
7	協同組合せき商連		
8	めぐみの農業協同組合		
9	岐阜乗合自動車株式会社 関営業所		○
10	岐阜県タクシー協会 中濃支部		
11	関市地域女性の会連合会		
12	関市ボランティア・市民活動連絡協議会		○
13	関市市民環境部		
14	関市産業経済部		
15	関市基盤整備部		

救護・衛生専門委員会

	団 体 名	委員長	副委員長
1	一般社団法人 武儀医師会	○	
2	一般社団法人 関歯科医師会		
3	関市薬剤師会		
4	J A岐阜厚生連 中濃厚生病院		○
5	医療法人 香徳会 関中央病院		○
6	関市赤十字奉仕団		
7	関消防署		○

第1回常任委員会 その他

ねんりんピック岐阜2025関市実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、ねんりんピック岐阜2025関市実行委員会会則（令和6年5月23日施行）（以下「会則」という。）第15条第2項の規定に基づき、ねんりんピック岐阜2025関市実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

(設置)

第2条 事務局は、関市協働推進部スポーツ推進課内に置く。

(事務分掌)

第3条 事務局の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

2 事務局長は、関市協働推進部スポーツ推進課長をもって充てる。

3 事務局次長は、関市協働推進部スポーツ推進課兼ねんりんピック推進室室長をもって充てる。

4 事務局員は、関市協働推進部スポーツ推進課兼ねんりんピック推進室職員をもって充てる。

5 前3項に掲げる職員のほか、必要に応じ、事務局に会計年度任用職員を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、ねんりんピック岐阜2025関市実行委員会会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の職務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、事務局長又は事務局次長の命を受け、担当事務を処理する。

- 4 会計年度任用職員は、前3項に掲げる職員の命を受け、特定又は臨時の事務を処理する。

(服務)

第6条 会計年度任用職員の服務については、関市の例による。

第3章 事務の決裁

(専決)

第7条 事務局長は、別表第2に掲げる事項を専決することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、事務局長にあつては、関市事務専決規程(昭和54年関市訓令甲第1号)第2条の2及び第3条に規定する課長の例により、専決することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(代決)

第8条 決裁権者が不在のときは、別表第3に掲げる決裁権者の区分に応じ、同表に定める者が代決することができる。

- 2 前項の規定に関わらず、重要又は異例に属すると認められる事項については代決することはできない。ただし、あらかじめ処理の方針について会長または事務局長の指示を受けたもの又は急を要するものについては、この限りではない。
- 3 前項の規定により代決した者は、当該代決した事項のうち、必要と認めるものについては、速やかに会長又は事務局長に報告しなければならない。

第4章 文書および公印

(文書)

第9条 文書には、「ね関実」の記号および会計年度による一連番号を付さなければならない。

- 2 起案文書には、次の決裁区分を表示しなければならない。
 - (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
 - (2) 事務局長の専決を受けるもの 局長
- 3 処理済みの文書は、編纂し、事務局長が別に定める期間保存しなければならない。
- 4 会則第19条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を

関市へ引き継ぐものとする。

- 5 前4項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、関市の例による。

(公印)

第10条 事務局で使用する公印の名称、形状、寸法および書体は、別表第4に掲げるとおりとする。

- 2 前項に定める公印の管理は、事務局長が行うものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、関市の例による。

第5章 旅費

(旅費および費用弁償)

第11条 事務局職員の旅費の額及びその支給方法については、関市職員の旅費に関する条例（昭和28年関市条例第5号）の例による。

- 2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、関市職員の旅費に関する条例の例による。ただし、総会、常任理事会及び専門委員会の出席に要する費用は、この限りではない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

第6章 財務および会計

(予算)

第12条 事務局長は、会長の指示に基づき、会計年度毎に予算を編成するものとする。

- 2 事務局長は、予算の議決後に変更を加える必要が生じた場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第13条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

- 2 会則第18条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第14条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。
2 出納員は、事務局長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第15条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第16条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、関市の例による。

第7章 委 任

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年5月23日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

組 織	事務分掌
ねんりんピック 岐阜 2 0 2 5 関市実行委員会 事務局	1 総会、常任委員会及び専門委員会に關すること。 2 庶務に關すること。 3 事務局の組織及び予算、決算その他の財務に關すること。 4 広報活動に關すること。 5 関係機関及び競技団体との連絡調整に關すること。 6 その他実行委員会の運営に關すること。

別表第 2（第 7 条関係）

事 項	事務局 長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答及び報告に關すること。	軽易なもの
(2) 会計年度任用職員等の服務に關すること。	○
(3) 事務の分担に關すること。	○
(4) 出張命令に關すること。	事務局職員、会計年度任用職員等で宿泊を伴わないもの
(5) 修繕に關すること	1 件の設計金額が 300 万円未満のもの
(6) 業務委託に關すること。	1 件の支出予定額又は設計金額が 500 万円未満のもの
(7) 物品の購入、賃貸借に關すること。	1 件の支出予定額又は設計金額が 100 万円未満のもの
(8) 工事又は製造の請負に關すること。	1 件の設計金額が 300 万円未満のもの
(9) 前 2 号以外の契約等に關すること。	軽易なもの
(10) 予算の流用及び予備費の充當に關すること。	細節及び事業間の流用

上記以外は、関市事務専決規程などの例による。

別表第 3（第 8 条関係）

専決権者	代決者
事務局長	事務局次長

別表第 4（第 1 0 条関係）

公印の名称	形状	寸法	書体
ねんりんピック岐阜 2 0 2 5 関市実行委員会会長印	正方形	24 ミリメートル	てん書
ねんりんピック岐阜 2 0 2 5 関市実行委員会事務局長印	正方形	24 ミリメートル	てん書